

群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアム設置要項

平成 3. 6. 1 制 定
改 正 令和 3. 8. 25

(設 置)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）に、本学が保有するICT開発基盤及びAPIシステムを活用したデータサイエンスの利用により、地域の課題解決及び次世代のデジタル人材育成を推進し、もって地域のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の振興・発展及び地域の活性化につなげることを目的に、群馬大学ICTデータサイエンスコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(事 業)

第2 コンソーシアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ICT開発基盤を利用した地域の課題解決に資する事業
- (2) APIシステムを用いた新サービス及び新コンテンツの創出に関する事業
- (3) データサイエンスの推進に関する事業
- (4) 遠隔コミュニケーション技術の普及に関する事業
- (5) デジタル人材の育成に関する事業
- (6) その他、DXの推進に関する事業

(構 成)

第3 コンソーシアムは、以下の機関をもって構成する。

- (1) 群馬大学
- (2) 設置趣旨を理解し、参加を表明する機関

2 コンソーシアムに会長を置き、学長が指名する本学理事又は教職員をもって充てる。

3 会長は、コンソーシアムの業務を掌理する。

4 会長は、必要に応じて、副会長を指名することができる。

(協定の遵守)

第4 コンソーシアムを構成する機関は、本コンソーシアムに係る協定書の内容を遵守し、所定の手続きを実施する等、必要な措置を講ずるものとする。

(事 務)

第5 コンソーシアムの事務については、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課が処理する。

(雑 則)

第6 この要項に定めるもののほかコンソーシアムの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和3年8月25日から施行する。